

## 八王子市公共施設防犯カメラ設置方針（案）について

### 1 目的

本市では、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成 14 年に「生活の安全・安心に関する条例」を施行し、市、市民、事業者、それぞれの責務を定め、連携して防犯対策に取り組んでいる。

昨今、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、市内では、平成 28 年に、約 4 千件の犯罪が発生している。そのような状況のなか、近年報道等で防犯カメラの映像から犯人検挙に至った事件が多く報道され、防犯カメラの有用性が明らかとなってきたところである。

また、警察、市による防犯対策が行われるとともに、町会・自治会や商店会などの地域団体による自主的な防犯活動が積極的に行われ、地域の目が犯罪抑止の大きな役割を担っている。

しかし、人による防犯活動は時間や範囲などに限界があり、それらを補完するものとして、防犯カメラの必要性は高まっている。

警察庁においても近年の刑法犯認知件数の減少の一因として防犯カメラの普及を挙げていることから、本市においても防犯対策として有用性の高い防犯カメラの設置を促進し、安全で安心なまちづくりを推進する。

### 2 防犯カメラ設置状況

#### (1) 八王子市設置の防犯カメラ

- ・市内全小学校通学路における防犯カメラ：345 台
- ・小中学校校門付近における防犯カメラ：40 台
- ・駅エレベーターなど：56 台

その他施設内防犯カメラ有

#### (2) 町会、自治会、商店会設置の防犯カメラ（把握分）

- ・中心市街地における防犯カメラ設置 108 台

### 3 設置の方向性

これまでも市や町会・自治会・商店会により防犯カメラ設置が行われているが、市が計画的に防犯カメラ設置を行うことにより、今後も地域と連携して、本市全体の安全対策の向上をはかるものである。

(1) 公園への防犯カメラ設置

①設置場所

市内には都市公園は約 800 ヶ所あるが、一定程度の要件を満たす公園について設置を行う。

②設置理由

憩いの場である公園内に防犯カメラを設置することで地域住民がより安心して公園を利用できる環境を作る。

③設置個所

公園内

(2) 公共施設への防犯カメラ設置

①設置場所

市民が使用する全有人施設。(例：事務所、市民センターなど)

②設置理由

本市では、本庁舎内のセキュリティ対策及び防犯対策を積極的に行い、本庁舎に防犯カメラが設置されているところである。今後本庁舎以外の防犯対策のため各公共施設内にカメラを設置していくことにより、施設周辺地域の防犯対策も行うものである。

③設置個所

施設建物の主な出入口、施設敷地の主な出入口